

「中野区公衆浴場法施行条例」の改正案に盛り込むべき主な事項に係る
パブリック・コメント手続の実施結果について

「中野区公衆浴場法施行条例」の改正の考え方について、パブリック・コメント手続を実施したので、その結果を報告する。

1 意見募集期間

令和3年10月12日(火)から令和3年11月1日(月)まで

2 提出方法別意見提出者数

提出方法	人(団体)数
電子メール	1
ファクシミリ	0
郵送	1
窓口	0
合計	2

3 提出された主な意見の概要及びそれに対する区の考え方
別添資料のとおり

4 改正案からの変更点

なし

提出された主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

【混浴制限年齢について】（1件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	子ども達の望まない混浴を回避することは重要であると思うが、7歳の子どもが一人で入浴した場合、他の利用客とトラブルになるのではないかと心配している。混浴制限年齢を8歳にしてほしい。	混浴制限年齢に関する厚生労働科学研究結果では、混浴制限年齢を引き下げることにより、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止し、子どもたちの性的な被害の防止や望まない混浴を回避することにもなり、健やかな発育発達にも寄与できるとしました。また、国は、この研究結果や意見募集に寄せられた意見等を踏まえ、衛生等管理要領の混浴制限年齢に関する項目を「おおむね7歳以上」に改正しました。このことから、「おおむね7歳以上」と規定するのが適切であると考えています。なお、区民の方が混浴制限年齢の引き下げについてご理解いただき、また、準備が行えるように、十分に周知期間を設けていきたいと考えています。